

平成 14 年度植物防疫事業・農薬安全対策事業の 進め方について

農林水産省生産局植物防疫課

生産資材課農薬対策室

BSE の発生や食品の虚偽表示の問題、さらには輸入農畜産物の安全性への懸念などから、消費者・国民の「食」の安全および安心に対する信頼が大きく失われかねない事態が生じている。

一方、国内生産については、急増する輸入農産物に対する競争力を高めるため、一層の生産性の向上、安全性の確保と高品質化の取り組みが求められている。

このため、病害虫の防除対策については、「食料・農業・農村基本法」の理念の一つである、農業の自然循環機能の維持増進についても考慮しつつ、引き続き総合的な病害虫管理を推進し、生産性の向上と環境負荷の低減を図る。

また、水際検疫については、植物の病害虫の侵入を防止することにより我が国の農業の生産の安全を確保する観点から、量・質ともに植物検疫体制の一層の充実を図る。

さらに、農薬の安全対策については、農薬の適正な使用および保管管理の徹底を図り、また農薬の検査登録制度の充実を図る上から農薬内分泌かく乱影響判別技術確立事業を行うこととしている。

I 環境に配慮した病害虫防除の推進

病害虫防除については、新基本法の中で、「農業の自然循環機能の維持増進を図る」ことが一つの大きな理念とされていることを踏まえ、水資源や大気等の生活環境へ一層配慮した、環境への負荷が極力少ない防除を推進することが求められている。このため、発生予察を基本に化学合成農薬に過度に依存しない総合的な病害虫管理の一層の推進等必要な取り組みを進めることが重要である。

病害虫防除の本来の目的である、農業生産の安定を図りつつ、このような新たな取り組みを実施して行くためには、技術的な面での改善を着実に行うことはもちろん、国、都道府県、農業者等関係者が一体となって目標に向かって一歩一歩近づいていくことが肝要である。

したがって、病害虫防除所の活動についても、これまで以上に地域と密着した着実な取り組みを進めていくことが期待されている。

1 総合的な病害虫管理の推進

病害虫防除に当たっては、高精度かつ効果的な発生予察、要防除水準の考え方や生物農薬等の導入により効率的で環境に配慮した技術の開発・普及を図ることが必要である。このため、これらの技術を組み合わせつつ、病害虫の発生状況、防除コストと被害の程度を考慮し、病害虫の発生密度を経済的な許容水準以下に管理する総合的な病害虫管理 (IPM) を推進することが重要である。

また、地域での新たな発生や、薬剤抵抗性の獲得等従来とは異なる発生様様を示す特異的な病害虫についても、都道府県の指導のもとに、地域に適応した防除技術への改良のためのモデル地区での実証により、各関係機関 (農協、市町村、都道府県等) の連携による産地等地域レベルでの総合的な病害虫管理体系の確立を推進することが急務である。

2 臭化メチル対策

土壌消毒用の臭化メチルの削減については、2005 年に全廃するというモントリオール議定書に基づく削減プログラムに沿って、現在まで積極的に取り組んできたところである。

昨年 (2001 年) は対基準年 (1991 年) 50% レベルまでの削減を達成したところであるが、いよいよ、2003 年には、対基準年の 30% レベルまで削減を行わなくてはならない。このため、これまでの事業の成果等により実用可能となった代替薬剤に加え、太陽熱利用土壌消毒、蒸気消毒等の代替技術を総合的に組み合わせた防除対策を、産地へ速やかに普及させることが重要である。

さらに、2005 年の全廃を目指して、現在臭化メチル以外に農薬登録のないスイカ、キュウリ等の土壌伝染性ウイルス病について、引き続き対策を進めることを急務としている。

また、このような状況に的確に対応するため、2000 年 2 月に設置した「臭化メチル削減対策会議」においては、関係団体、行政、試験研究機関等の関係者による意見交換を行い、臭化メチル削減に対する問題意識の共有